

昭和二十五年十二月二日受領
答 弁 第 三 〇 号

(質問の 三〇)

内閣衆質第三〇号

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員江崎一治君提出配電会社の電力料金不当徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江崎一治君提出配電会社の電力料金不当徴収に関する質問に対する答弁書

電気事業は、従来より基礎産業として低廉な料金におさえられてきたため、收支に制約され減価償却の計上も標準額に達せず、修繕費の支弁も不十分となり、資本の喰い潰しが行われて来たのである。

従つて昨年電気料金の改訂によつて若干收支の改善をみたのであるが、電気施設は全般的にわたり戦争中よりこのかた資材の極端な入手難によつて拡充、改善が困難であつて、今後の改修に待たねばならぬ状態にあるものが多々あり、加えて、新規需用の著るしい増加もあつたため、配電末端の電圧の保持も意に任せず、現に電圧降下の已むなき区域を生じているのははなはだ遺憾とするところである。

これに対し、政府としては、電気事業者をして復金その他による資金の調達によつて改善に努力を致させて来たが、これが改良の工事は、極めて巨額の投資を必要とするため、全般的に且つ急速に、これを行うことは、事業収入の関係から困難であるが、料金の改訂を機として、更に電気事業者においては需用家に対するサービスの向上に意を注ぎ、漸次配電線改修の計画をたて、規定電圧による供給を完遂するよう努

力しており政府においても更に電圧の保特についての措置を講ずるよう督励している次第である。

右答弁する。